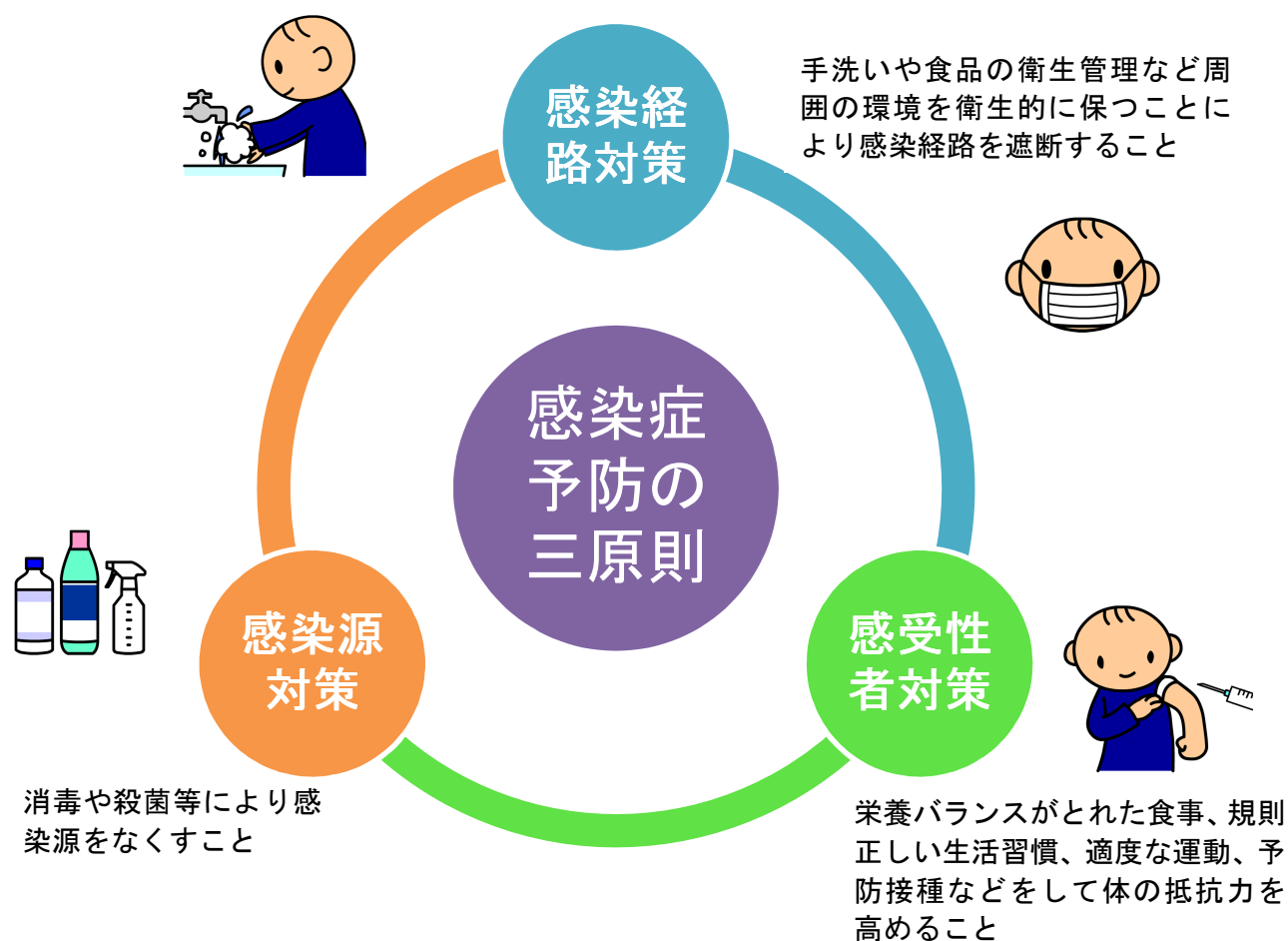


# 学校における感染症発生時の対応

「学校保健法」が「学校保健安全法」に改正され、平成 21 年 4 月 1 日から施行されました。その後、学校保健安全法施行規則の「学校において予防すべき感染症の種類」や「出席停止の期間の基準」が見直されました。

本資料は長野県における感染症発生時の対応の流れや報告の概要をまとめたものです。感染症発生時の対応の際の参考としてご活用ください。


なお、各感染症については「学校において予防すべき感染症の解説」（文部科学省HP）をご参照ください。



長野県教育委員会

# 1 学校保健安全法の規定

## 学校において予防すべき感染症

分類	種類	出席停止の期間の基準
<b>第一種</b> 感染症法の一類感染症と結核を除く二類感染症を規定している	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清亜型がH5N1であるものに限る。次号及び第19条第1項第2号イにおいて「鳥インフルエンザ（H5N1）」という。	治癒するまで 
<b>第二種</b> 空気感染または飛沫感染するもので学校において流行を広げる可能性が高い感染症 出席停止期間は基準であり、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるときはこの限りでない	<b>インフルエンザ</b> （鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあつては3日）を経過するまで
	<b>百日咳</b>	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	<b>麻疹</b>	解熱した後3日を経過するまで
	<b>流行性耳下腺炎</b>	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	<b>風しん</b>	発しんが消失するまで
	<b>水痘</b>	すべての発しんが痂皮化するまで
	<b>咽頭結膜熱</b>	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	<b>結核</b> <b>髄膜炎菌性髄膜炎</b>	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
<b>第三種</b> 学校において流行を広げる可能性がある感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

### <家族や感染発生地域から通学する者等についての出席停止の期間の基準>

- 第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
- 第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。
- 第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。



## 第三種の「その他の感染症」として扱う場合もある感染症

第三種の感染症に分類されている「その他の感染症」は、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができるものとして定められている。

「その他の感染症」として出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上で判断する必要がある。そのため、次に示した感染症は、子どものときに多くみられ、学校でしばしば流行するものの一部を例示したもので、必ず出席停止を行うべきというものではない。

「学校において予防すべき感染症の解説（文部科学省）」

感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症など）、サルモネラ感染症（腸チフス、パラチフスを除く）、カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症、インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑、急性細気管支炎（RSウイルス感染症など）、EBウイルス感染症、単純ヘルペス感染症、帯状疱疹、手足口病、ヘルパンギーナ、A型肝炎、B型肝炎、伝染性膿痂疹（とびひ）、伝染性軟属腫（水いぼ）アタマジラミ、疥癬、皮膚真菌症、カンジダ感染症、白癬感染症 など

## 学校保健安全法関係条文

### （出席停止）

第19条 校長は、感染症にかかつており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

### 学校保健安全法施行令

#### 出席停止の指示

第6条 校長は、法第19条の規定により出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、幼児、児童又は生徒（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒を除く。）にあつてはその保護者に、高等学校の生徒又は学生にあつては当該生徒又は学生にこれを指示しなければならない。

2 出席停止の期間は、感染症の種類等に応じて、文部科学省令で定める基準による。

#### 出席停止の報告

第7条 校長は、前条第1項の規定による指示をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を学校の設置者に報告しなければならない。

### 学校保健安全法施行規則

#### 感染症の種類

第18条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。  
（略：前頁参照）

#### 出席停止の期間の基準

第19条 令第6条第2項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。（略：前頁参照）

#### 出席停止の報告事項

第20条 令第7条の規定による報告は、次の事項を記載した書面をもつてするものとする。

- 一 学校の名称
- 二 出席を停止させた理由及び期間
- 三 出席停止を指示した年月日
- 四 出席を停止させた児童生徒等の学年別人員数
- 五 その他参考となる事項

(臨時休業)

第20条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

(文部科学省令への委任)

第21条 前2条(第19条の規定に基づく政令を含む。)及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)その他感染症の予防に関して規定する法律(これらの法律に基づく命令を含む。)に定めるもののほか、学校における感染症の予防に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

**学校保健安全法施行規則**  
感染症の予防に関する細目

- 第21条 校長は、学校内において、感染症にかかっている、又はかかっている疑いがある児童生徒等を発見した場合において、必要と認めるときは、学校医に診断させ、法第19条の規定による出席停止の指示をするほか、消毒その他適当な処置をするものとする。
- 2 校長は、学校内に、感染症のウイルスに汚染し、又は汚染した疑いがある物件があるときは、消毒その他適当な処置をするものとする。
  - 3 学校においては、その附近において、第一種又は第二種の感染症が発生したときは、その状況により適当な清潔方法を行うものとする。

(保健所との連絡)

第18条 学校の設置者は、この法律の規定による健康診断を行おうとする場合はその他政令で定める場合においては、保健所と連絡するものとする。

**学校保健安全法施行令**  
保健所と連絡すべき場合

- 第5条 法第18条の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 法第19条の規定による出席停止が行われた場合
  - 二 法第20条の規定による学校の休業を行った場合

**【出席停止期間の算定の考え方】**

「〇〇した後△日を経過するまで」とした場合は、「〇〇」という現象が見られた日の翌日を第1日として算定します。

例えば、「解熱した後2日を経過するまで」の場合は、以下のとおりです。

月	火	水	木
解熱	解熱1日目	解熱2日目	解熱3日目

↑  
登校可



月曜日に解熱した場合、この間に発熱がない場合は木曜日から登校が可能となります。ただし、第二種感染症の各出席停止期間は基準であり、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められる場合についてはこの限りではありません。

**治ゆ報告書**

感染症に罹患した場合、保護者は医師からの指示を「治ゆ報告書」に記入し、学校に治ゆ状況等を報告します。なお、地域によっては医療機関で医師が治ゆ証明を出してくださる場合がありますので、学校医に相談し、地域の実状で対応をしてください。

## 2 感染症発生時の報告

### 1 出席停止の報告

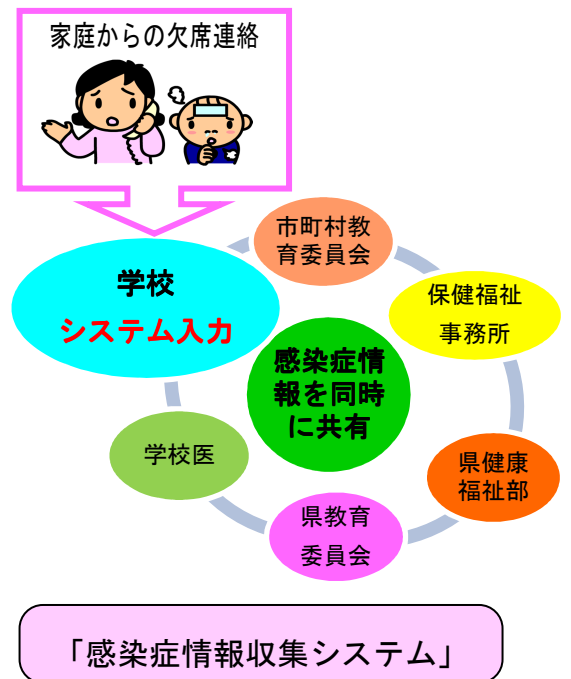
第二・三種感染症の出席停止の措置を行った場合は「感染症情報収集システム」に入力をしてください。

「感染症情報収集システム」への入力により、県・市町村教育委員会、保健福祉事務所（長野市は保健所）、学校医等が同時に感染症情報の閲覧が可能となります。それにより法第19条の出席停止報告及び、法20条の臨時休業等の報告が完了となります。また、保健福祉事務所への連絡も完了となります。

ただし、市町村立学校によっては別に各教育委員会が定めた報告形式を使用している場合もありますので、その場合は、システム入力と同時に各教育委員会への出席停止等の報告を行ってください。

なお、以下の場合は「学校における感染症・食中毒発生速報」様式1にてFAX送信してください。

- ① 感染性胃腸炎の集団発生の場合
  - \* 感染性胃腸炎は出席停止にならないことが多く、集団発生として集計できないため
- ② 「感染症情報収集システム」未加入の私立学校等で感染症の集団発生があった場合



### 2 感染症発生時の報告の流れ

#### 第1種感染症 及び結核・麻しん

- ・保健厚生課へ電話にて第一報→確定診断後にシステムに入力
- ・保健厚生課へFAXで様式1にて報告→義務教育課・高校教育課  
特別支援教育課・健康長寿課
- ・終えんしたら、様式2にて終えん報告

#### 第二・三種感染症 (感染性胃腸炎を除く)

- ・発生(1名発生)→システムに入力
- ・集団発生(学級閉鎖等の授業軽減措置)→システム入力

#### 感染性胃腸炎

- ・発生(1名発生)→システムに入力
- ・集団発生(学級閉鎖等の授業軽減措置)→システム入力と保健厚生課へFAXで様式1にて報告→義務教育課・高校教育課・特別支援教育課

### 3 食中毒(疑いを含む)発生時の報告の流れ

#### 食中毒 (疑いも含む)

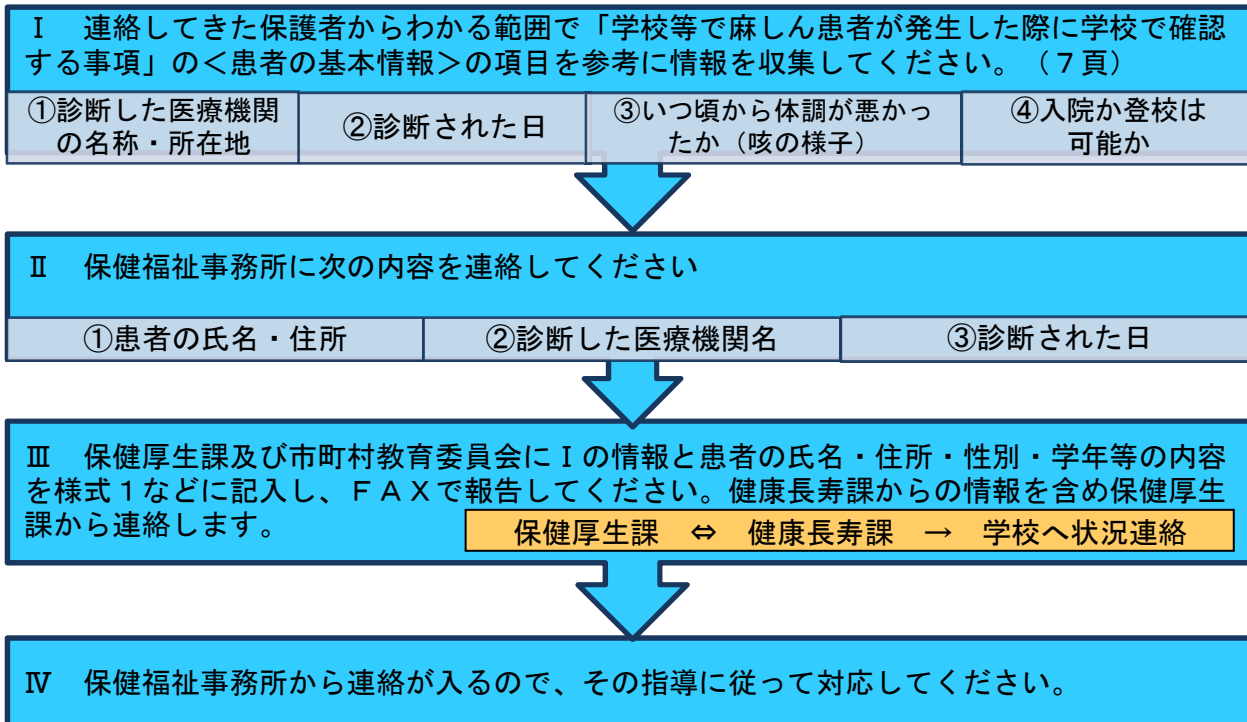
- ・発生→保健厚生課へ電話にて第一報→FAXで様式1にて報告  
→義務教育課・高校教育課・特別支援教育課
- ・終えんしたら、様式2にて終えん報告

### 3 感染症発生時の対応（事例）

#### 保護者から「子どもが結核と診断された」と連絡が入った。

児童生徒及び教職員などの関係者に結核（疑いを含む）の患者が発生した場合、速やかに学校医と連携し、所管の保健福祉事務所（長野市は市保健所）及び教育委員会に連絡し、対応について協議をする必要があります。

学校では連絡を受けてから、次のⅠ～Ⅲでの対応をしてください。Ⅳは所管する保健福祉事務所からの指導をもとに対応してください。



集団の接触者健診が必要となった場合は保健福祉事務所が主体となり、学校と連携して健診を行います。その際、患者のプライバシーの保護に留意しつつ、保護者に対する説明会を行いますので、説明会の通知等に協力をお願いします。説明会は保健福祉事務所が主体で行います。

#### 結核Q & A

Q 接触者健診後、潜在性結核感染症と診断された児童生徒は登校できますか？

A 潜在性結核感染症は「結核に感染しても発病していない状態」で、人に感染させる恐れはありません。

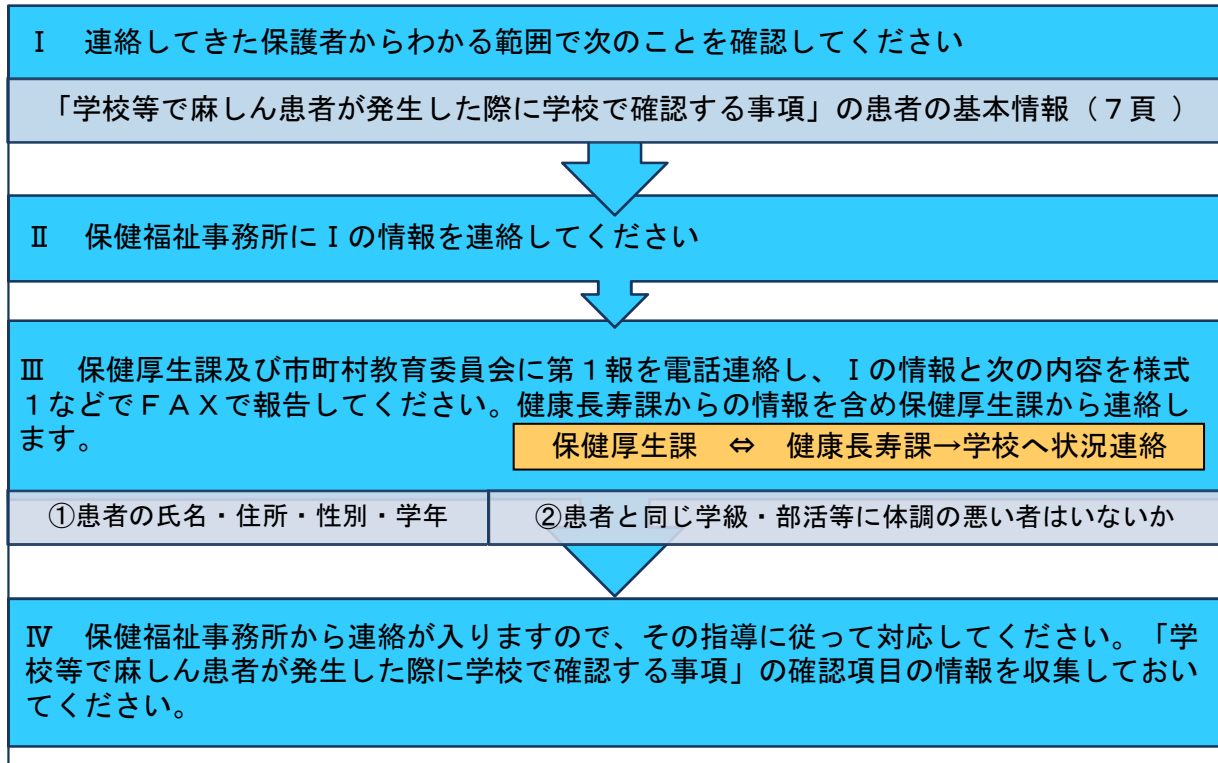
潜在性結核感染症の治療の目的は、感染を受けた人の体内にも潜んでいる菌を抗結核薬で押さえつけておき、将来の発病への勢いを弱めるものです。そのため、感染がまもない者及び、特に発病の恐れが高いと思われる者に対し行います。対象者に生活の制限はなく、治療中でも登校して通常のお生活をおくることができます。

## 保護者から「子どもが麻しんの疑いがあると診断された」と連絡が入った。

児童生徒及び教職員などの関係者に麻しん（疑いを含む）の患者が発生した場合、速やかに学校医と連携し、所管の保健福祉事務所（長野市は市保健所）及び教育委員会に連絡し、対応について協議をする必要があります。

学校では連絡を受けてから、次のⅠ～Ⅲでの対応をしてください。

Ⅳは所管する保健福祉事務所からの指導をもとに対応してください。



### 麻しんの終息

①麻しんは学校保健安全法では、解熱した後3日を経過するまで出席停止とされていますが病状により長期に及ぶ場合もあり、最終的な登校は主治医の判断によります。

②麻しんの潜伏期間は約10～14日であることから「最後の麻しん患者と児童生徒及び職員との最終接触日から4週間新たな麻しん患者の発生が見られない」場合に、学校医、保健福祉事務所等と協議し、麻しんの終息とします。

## インフルエンザの集団発生がみられた

本県では、臨時休業の措置はインフルエンザ様疾患の欠席者がおおむね20%になった時を目安としています。

なお、シーズンごと県内初発のインフルエンザ集団発生についてはプレスリリースを行います。また、保健福祉事務所単位で、初発の学級閉鎖等の集団発生が見られた場合、疫学的検査（検体採取等）にご協力いただくことがあります。その際、検体採取等は保健福祉事務所が行いますが、保護者への依頼等の連絡にご協力ください。

学校における感染症発生時の対応の関係書類の様式を希望する場合は、メールにてご連絡ください。保健厚生課 [hokenko@pref.nagano.lg.jp](mailto:hokenko@pref.nagano.lg.jp)

## 学校等で麻しん患者が発生した際に学校で確認する事項

学校で麻しんが発生した際に保健福祉事務所（以下保健所）が積極的疫学調査を実施するにあたり、基本的事項として以下の項目について確認しますので、保健所への連絡の前後に確認作業を進めてください。なお、情報の取り扱いに関して細心の注意をお願いします。  
また、他の感染症発生時も潜伏期間等を考慮しながら同様に情報を収集してください。

### 1 児童・生徒が麻しんに罹患したとの連絡が入った場合の確認項目

<患者の基礎情報> ※まずは至急、この項目の情報収集を行う

患者の氏名、年齢、住所、所属クラス
保護者の氏名、連絡先等
患者は自宅通学か、寮生活等をしているか
家族構成（特に兄弟関係）及び家族内感染の有無
診断された医療機関名
発症日、診断日、主な症状
患者の予防接種歴
いつまで登校していたか（※発症日1日前から感染力があるので要注意）
過去2週間の学校行事、集団行動等の有無と患者の参加状況
患者の所属クラブ及びクラブへの参加状況（過去2週間）
その他、特記事項（「遠方の自宅に帰省中」など特殊事情等）

<患者の背景> ※基礎情報が把握された段階で、確認・調査

なお、患者との最終接触日から1か月程度は確認を行う

患者との濃厚接触者（友人等）に症状がある者はいるか
患者の所属クラスで同様の症状がある者はいるか
患者の所属クラブで同様の症状がある者はいるか
（寮生活の場合）同じ寮で同様の症状がある者はいるか

<予防接種歴、り患歴の把握>

事前に把握してある全校の児童生徒及び職員の予防接種歴、り患歴について
1 予防接種歴がなく、り患歴がない者のピックアップ作業を行う
2 ピックアップした児童生徒及び職員に対し「感染する可能性が非常に高いこと」「感染した場合は重篤になる可能性が非常に高いこと」等を説明し、予防接種の勧奨を行う

### 2 患者及び保護者へ伝えること

学校内の麻しん感染拡大を防ぐため、学校から最寄りの保健所に連絡すること。 保健所から患者及び保護者へ、連絡することがあるかもしれないこと。
--

### 3 その他

患者の発生状況、校内の感染拡大の状況等により、この他の調査項目を要する場合があります。

平成24年度文部科学省委託事業 学校保健課題解決支援事業

平成25年2月 長野県教育委員会 保健厚生課

長野市南長野幅下 692-2

電話 026-235-7444 F A X 026-234-5169

E-mail [hokenko@pref.nagano.lg.jp](mailto:hokenko@pref.nagano.lg.jp)

イラスト 竹内奏子 (Droplet Project)

